

# 日本と米国における労働実態

倉敷天城高等学校1年 十河 祐成

## はじめに

ホストファミリーとの会話の中で、日本の労働の現状や両親の仕事について聞かれる事があった。アメリカでの労働について話を聞いたり、日本の労働について話している中で2国間の労働の違いに興味を持った。

そこで、本研究では日本とアメリカの労働実態について詳しく調べる事にした。

## 研究目的

日本と米国の労働に関する調査を比較し、2国間の労働実態を調べる。

## 研究内容

### (1) ホストファミリーへの質問調査

- ①一週間に何日休みがあるか
- ②どのくらいの人が定時に仕事を終えるのか
- ③日本とアメリカどちらで働くのが大変だと思うか

### (2) 文献調査

- ①日本とアメリカの労働に関する法の違い
- ②日本とアメリカの労働時間推移について

## 結果と考察

### (1) ホストファミリーからの返答

- ①アメリカでは月曜日から金曜日まで働き、土曜日、日曜日が休み。
- ②アメリカではデッドラインと呼ばれる時間までに仕事を終わらせる必要がある。しかし仕事が終わっていなかったら、オフィスに残って仕事をしないといけない。ホストファミリーの場合、午前8時から昼食の時間(午前11時から正午までの1時間)まで働き、その後午後5時まで働いている。
- ③ホストファミリーは日本に来た時、アメリカより日本のほうが人々の労働時間が長いと感じたそうだ。そのため、日本で働くのは大変だと思っている。

### (2) 文献調査結果

- ①日本とアメリカの労働に関する情報をまとめてみた。

表1 日本とアメリカの労働に関する情報比較

	日本	アメリカ
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間 1日8時間
週休	完全週休二日制	完全週休二日制
割増賃金率	25%以上	50%以上

## ②日本とアメリカの労働時間推移について

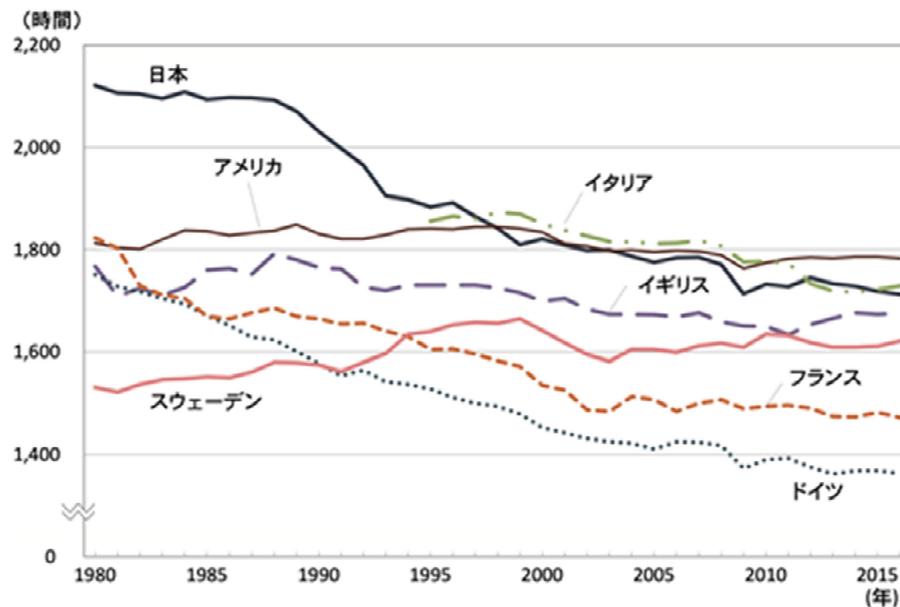


図1 1人当たり平均年間総実労働時間

出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構「国際労働比較」(2018)

[https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2017/06/p201\\_6-1.pdf](https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2017/06/p201_6-1.pdf)

表1の結果から日本とアメリカでの労働に関する法に大きな差はなく、アメリカのほうが割増賃金率が高いことが分かった。また図1から2015年までのデータで見ると日本よりアメリカのほうが一人当たりの平均年間総実労働時間は長いことがわかった。よってこれらからアメリカのほうが一人当たりの所定外労働時間が長いことが考えられる。

これまでの研究で日本よりアメリカのほうが労働するのは大変だと考えられるが、研究結果(1)の③であるような返答が得られた理由として、日本人とアメリカ人の仕事に対する仕事観の差がこのような意識を引き起こしているのではないかと考えられる。

### 終わりに

このような研究課題を設定できたのはホストファミリーとの会話があったからだと思う。改めて今回姉妹都市訪問青少年生活体験団員としてアメリカに行けたことをうれしく思う。この経験を今後の人生に生かしていきたい。